

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年10月11日

【四半期会計期間】 第116期第2四半期(自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日)

【会社名】 久光製薬株式会社

【英訳名】 HISAMITSU PHARMACEUTICAL CO., INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 最高経営責任者(CEO) 中 富 博 隆

【本店の所在の場所】 佐賀県鳥栖市田代大官町408番地

【電話番号】 0942(83)2101(代表)

【事務連絡者氏名】 九州本社総務部株式課長 源五郎丸 均

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

【電話番号】 03(5293)1700(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員IR室長 高 尾 信一郎

【縦覧に供する場所】 久光製薬株式会社東京本社
(東京都千代田区丸の内二丁目4番1号)

久光製薬株式会社大阪支店
(大阪市中央区南船場一丁目11番12号)

久光製薬株式会社名古屋支店
(名古屋市千種区仲田二丁目7番11号)

久光製薬株式会社福岡支店
(福岡市博多区東那珂二丁目2番10号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第115期 第2四半期 連結累計期間	第116期 第2四半期 連結累計期間	第115期
会計期間		自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日	自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日	自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日
売上高	(百万円)	74,447	73,463	145,925
経常利益	(百万円)	12,554	12,869	28,179
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	9,286	9,386	20,395
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	611	9,129	21,156
純資産額	(百万円)	222,015	234,889	229,205
総資産額	(百万円)	276,155	289,387	278,820
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	109.47	112.19	241.27
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	109.42	112.12	241.15
自己資本比率	(%)	80.0	80.7	81.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	10,887	16,054	19,910
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,197	393	1,070
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,613	3,500	18,402
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	104,380	116,454	105,610

回次		第115期 第2四半期 連結会計期間	第116期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成28年6月1日 至 平成28年8月31日	自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	55.96	68.27

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は以下の通りです。

(医薬品事業)

当第2四半期連結会計期間において、当社商品の中国での販売を強化することを目的として、久光製薬(中国)有限公司を新規設立しています。

この結果、平成29年8月31日現在では、当社グループは、当社と連結子会社17社、持分法適用関連会社3社により構成されることとなりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当社は「医薬品事業」のみを報告セグメントとしており、当第2四半期連結累計期間の連結業績は以下の通りです。売上高は減収、営業利益は減益、経常利益及び親会社株主に帰属する四半期純利益はともに増益となりました。

売上高

売上高は734億6千3百万円(前年同四半期比1.3%減)となりました。

国内市場において、医療用医薬品事業は、経皮鎮痛消炎剤「モーラス パップXR」等の売上が好調に推移しましたが、前年の薬価改定に伴う買い控えの反動や、後発品使用促進策による影響を引き続き受けたため、前年同四半期比4.3%の減収となりました。一般用医薬品事業は、依然として厳しい販売競争が続いていますが、主力商品の「サロンパス」に加え、広告を一新した「フェイタス」シリーズや「サロンシップ」等の売上が好調に推移し、前年同四半期比4.4%の増収となりました。

一方、海外市場において、医療用医薬品事業は、米国にて昨年7月に一部商品を譲渡したことによる影響等により、前年同四半期比17.8%の減収となりました。一般用医薬品事業は、米国の子会社を中心に売上を伸ばし、前年同四半期比28.9%の増収となりました。

営業利益

営業利益は126億2千9百万円(前年同四半期比1.9%減)となりました。その主な要因は、売上の減少に加えて売上原価が増加したことによるものです。なお、販売費及び一般管理費につきましては、332億4千9百万円(前年同四半期比6.0%減)となりました。

経常利益

経常利益は128億6千9百万円(前年同四半期比2.5%増)となりました。その主な要因は、為替差損の減少によるものです。

親会社株主に帰属する四半期純利益

親会社株主に帰属する四半期純利益は93億8千6百万円(前年同四半期比1.1%増)となりました。その主な要因は、経常利益の増加に加えて法人税額が減少したことによるものです。

この結果、当第2四半期連結累計期間における1株当たり四半期純利益は112.19円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の連結貸借対照表の概要は以下のとおりです。

資産

総資産は、前連結会計年度末と比較して105億6千7百万円増加し、2,893億8千7百万円となりました。主な増減は、現金及び預金(72億8千3百万円増)及びその他流動資産(35億3千9百万円増)です。

負債

負債合計は、前連結会計年度末と比較して48億8千3百万円増加し、544億9千8百万円となりました。主な増減は、未払法人税等(8億3千万円増)及びその他流動負債(31億7百万円増)です。

純資産

純資産合計は、前連結会計年度末と比較して56億8千3百万円増加し、2,348億8千9百万円となりました。主な増減は、利益剰余金(59億5千5百万円増)です。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比較して108億4千4百万円増加し、1,164億5千4百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは160億5千4百万円の収入(前年同四半期は108億8千7百万円の収入)となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益(133億5千4百万円)、法人税等の支払額(31億9千2百万円)などによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは3億9千3百万円の支出(前年同四半期は21億9千7百万円の支出)となりました。これは主に、有価証券の売却による収入(34億7千7百万円)、有価証券の取得による支出(23億3千5百万円)、有形固定資産の取得による支出(16億9千4百万円)などによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは35億円の支出(前年同四半期は36億1千3百万円の支出)となりました。これは主に、配当金の支払額(34億2千6百万円)などによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(会社の支配に関する基本方針)

1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断は、最終的には個々の株主の意思に基づき行われるべきものと考えています。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大規模買付行為や買収提案の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為や買収提案の内容等を検討しあるいは対象会社の取締役会が大規模買付行為や買収提案に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えずに行われるもの、大規模買付行為や買収提案の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法等）が対象会社の企業価値の本質に鑑み不十分又は不適当なもの、対象会社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの利害関係者との関係を破壊するおそれがあるもの等、大規模買付行為や買収提案の対象となる会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為や買収提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為や買収提案に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

2) 基本方針の実現に資する取組みの具体的な内容の概要

当社は、弘化4年（1847年）に薬業を始めて以来、鎮痛消炎貼付剤を中心とした医薬品の提供を通して人々の健康づくりに積極的に取り組んでまいりました。「貼るだけ」で誰もが簡単に身体を癒せる貼付剤は、服薬の改善やクオリティ・オブ・ライフ（QOL）の向上にも合致するものであり、世界に誇れる日本の「治療文化」でもあります。この「貼る治療文化」の有効性並びに、それがもたらす感動を世界中の人々に伝えることを当社の使命として事業展開を進めています。

昭和9年（1934年）の「サロンパス」発売以来、お客様にも評価いただきながら蓄積してきたノウハウと経験に基づく新医薬品、新剤形の創製に集中することで、一般用医薬品の「サロンシップ」、医療用医薬品の「モーラス パップ」、「モーラス テープ」などの貼付剤開発に成功し、上市しました。また、鎮痛消炎以外の新たな領域として、経皮吸収型エストラジオール製剤「エストラーナ テープ」、経皮吸収型持続性疼痛治療剤「フェントス テープ」、経皮吸収型過活動膀胱治療剤「ネオキシ テープ」などの商品を創出し、さらには海外各国での販売や研究開発、承認取得など国際的な展開を行っています。その一環として、米国において久光ブランドを確立させ、今後の成長をより確固たるものにするため、ノーベンファーマシューティカルズ社を買収・子会社化し、また、成長著しい中国市場への進出と、医薬事業等の推進を目的として、中国に現地法人（久光製薬技術諮詢（北京）有限公司）を設立しました。

このようにお客様に求められる貼付剤の創出によって「世界の人々のQOL向上を目指す」ことを経営理念とし、この実行を通じて企業価値の向上ひいては株主共同の利益が実現されるものと考えています。

すなわち、当社の企業価値の源泉は、(a)多くの企業によって創製されるさまざまな領域の薬物に幅広くアクセスし、これらを貼付剤とする研究開発力、(b)高品質な商品を効率的に安定生産し続ける製造技術と品質管理技術、(c)「サロンパス」、「サロンシップ」、「フェイタス」、「ブテナロック」、「モーラス パップ」、「モーラス テープ」、「エストラーナ テープ」などのロングセラーブランドやトップブランドを数多く育成するマーケティング力、(d)研究開発・生産・販売が一体となって、お客様のニーズをすばやく商品やサービス向上に反映できる体制にあります。

当社は、今後も継続的かつ積極的な投資を行うことで、企業価値の向上と、ひいては株主共同の利益の最大化に取り組んでまいります。

そのために、当社は、厳しい競争環境の中で目標とする売上高の達成と純利益を確保できる強固な企業体質を構築するべく、国内外での事業の強化による純利益の継続的伸長とその確実な達成を目指します。さらに、当社は経営の基本方針に沿って得意な分野に研究を集中し、新医薬品・新製剤の創製に注力し、独自の「研究開発型医薬品企業」を志向します。

また、ライセンス活動としては、非オピオイド鎮痛剤で治療困難な変形性関節症および腰痛症における慢性疼痛治療のための医療用医薬品である経皮吸収型持続性疼痛治療剤「ノルスパン テープ」の、日本での独占的な販売権を取得する契約をムンディファーマ株式会社との間で締結しました。一方、一般用医薬品においては、医療用医薬品として販売されているアレルギー性疾患治療薬「アレグラ 錠60mg」のスイッチOTC薬であるアレルギー専用鼻炎薬「アレグラ FX」の販売権をサノフィ株式会社より取得するなど積極的に展開しています。

このように、当社は活発な事業活動により、キャッシュ・フローの増大を図るとともに、新しい局所性及び全身性の商品開発並びに知的財産、製造技術、品質管理技術を含めた当社ブランドの国際展開を推進し、あわせて経営の合理化と企業体質の強化を推進することで、株主共同の利益につながる未来資産の形成を図ります。

また、当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、資本効率の向上、企業価値増大に寄与する研究開発投資や今後の成長戦略の展開に備えた内部留保等を考慮しつつ、業績に基づく適正な配当を実施するとともに、自己株式取得などの財務施策を機動的に遂行します。

なお、平成29年4月7日発表の「2017～2021年度 第6期中期経営方針」において、今後5年間で 戦略的投資 成長投資 設備投資 資本効率向上を目指した投資に取り組み、ROE(自己資本純利益率)8%以上を2021年度の目標としています。

さらに、当社は経営の透明性向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置付け、機構改革を実行しています。具体的には、「経営諮問会議の設置」、「執行役員制度の導入」、「危機管理委員会の設置」、社員としての高い倫理・道徳観に基づく行動をまとめた「久光企業憲章の制定」とコンプライアンス推進委員会及びコンプライアンス推進室による「役員及び従業員への徹底」、「社外監査役制度の導入」、「内部統制基本方針の制定」、「内部監査室の設置」、「個人情報保護委員会の設置」、適時適切な会社情報の開示を行うための「ディスクロージャー・ポリシーの制定」などを実行しています。

今後も、善き企業市民としてステークホルダーの皆様との信頼関係を高めていながら、企業価値の向上と、ひいては株主共同の利益を確保し、もって基本方針の実現に取り組んでまいります。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は79億3千5百万円です。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	380,000,000
計	380,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年10月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	95,164,895	95,164,895	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式(単元 株式数は100株)
計	95,164,895	95,164,895		

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりです。

決議年月日	平成29年7月7日
新株予約権の数(個)	219(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,900(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成29年7月26日～平成29年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,464 資本組入額 2,232(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役 会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注) 1. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数は次のとおりです。

当社取締役(社外取締役を除く) 10名 219個

各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は、100株です。

2. 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. (1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。
- (2)新株予約権者が死亡した場合には、当該新株予約権者の保有する新株予約権全部が、相続人のうち、配偶者、子、父母又は兄弟姉妹のうち1人に相続される場合に限り（以下、当該相続人を「承継者」という）、承継者は新株予約権を行使することができる。ただし、行使の条件及び手続等については、当社取締役会決議に基づいて、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当て契約に定めるところによる。
- (3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- (4)新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権（その一部を放棄した場合には放棄後に残存する新株予約権）のすべてを一括して行使しなければならない。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.及び2.に準じて決定する。
 - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5)新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「株主総会」とする）の決議による承認を要する。
- (8)新株予約権の取得条項
下記に準じて決定する。
以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9)その他の新株予約権の行使の条件
上記4. に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年6月1日 ～平成29年8月31日		95,164,895		8,473		2,118

(6) 【大株主の状況】

平成29年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 11	6,191	6.51
野村信託銀行(株)(退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町2丁目2 2	4,387	4.61
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)(りそな銀行再信託分・(株)西日本シ ティ銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 11	4,370	4.59
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信 託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,033	4.24
日本生命保険(相)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	3,910	4.11
(株)福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13 1	3,871	4.07
(株)佐賀銀行	佐賀市唐人2丁目7 20	2,956	3.11
久光製薬取引先持株会	鳥栖市田代大官町408番地	2,207	2.32
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)(三井住友信託銀行再信託分・(株) 三井住友銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 11	2,064	2.17
(株)ティ・ケー・ワイ	久留米市篠山町1丁目12番3号	1,834	1.93
計		35,825	37.65

- (注) 1 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりです。
- | | |
|---------------------|----------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) | 12,625千株 |
| 野村信託銀行(株) | 4,387千株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株) | 4,033千株 |
- 2 上記のほか当社所有の自己株式は、11,472千株(12.05%)です。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,472,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 69,900		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 83,579,900	835,799	同上
単元未満株式	普通株式 43,095		同上
発行済株式総数	95,164,895		
総株主の議決権		835,799	

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式62株が含まれています。

【自己株式等】

平成29年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 久光製薬株式会社	佐賀県鳥栖市 田代大官町408番地	11,472,000		11,472,000	12.05
(相互保有株式) 丸東産業株式会社	福岡県小郡市干潟892-1	23,000	46,900	69,900	0.07
計		11,495,000	46,900	11,541,900	12.13

(注) 他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
加入持株会における共有持分数	久光製薬取引先持株会	佐賀県鳥栖市田代大官町

2 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成29年6月1日から平成29年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成29年3月1日から平成29年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	80,280	87,563
受取手形及び売掛金	36,087	34,707
有価証券	32,767	35,374
商品及び製品	10,615	9,228
仕掛品	441	598
原材料及び貯蔵品	6,631	6,696
その他	5,588	9,128
貸倒引当金	315	266
流動資産合計	172,097	183,030
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	16,979	16,455
その他（純額）	26,051	25,299
有形固定資産合計	43,031	41,755
無形固定資産		
販売権	2,612	2,148
その他	3,360	2,839
無形固定資産合計	5,973	4,987
投資その他の資産		
投資有価証券	49,989	51,623
その他	7,945	8,207
貸倒引当金	216	216
投資その他の資産合計	57,718	59,614
固定資産合計	106,722	106,357
資産合計	278,820	289,387

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年8月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,005	8,721
電子記録債務	6,375	5,936
短期借入金	1,561	1,621
未払法人税等	2,559	3,390
返品調整引当金	134	125
賞与引当金	1,708	1,435
その他	12,079	15,186
流動負債合計	32,425	36,417
固定負債		
長期借入金	576	540
退職給付に係る負債	7,028	7,131
その他	9,584	10,408
固定負債合計	17,189	18,080
負債合計	49,614	54,498
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,473	8,473
資本剰余金	5,914	5,914
利益剰余金	224,214	230,169
自己株式	34,705	34,707
株主資本合計	203,897	209,850
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	14,531	16,285
土地再評価差額金	3,685	3,685
為替換算調整勘定	6,904	4,628
退職給付に係る調整累計額	1,115	994
その他の包括利益累計額合計	24,007	23,605
新株予約権	203	250
非支配株主持分	1,097	1,183
純資産合計	229,205	234,889
負債純資産合計	278,820	289,387

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年8月31日)
売上高	74,447	73,463
売上原価	26,193	27,584
売上総利益	48,254	45,878
販売費及び一般管理費	1 35,378	1 33,249
営業利益	12,875	12,629
営業外収益		
受取利息	101	180
受取配当金	377	403
受取ロイヤリティー	16	17
その他	187	248
営業外収益合計	682	849
営業外費用		
支払利息	18	15
為替差損	783	174
売上債権売却損	11	9
持分法による投資損失	167	399
その他	22	10
営業外費用合計	1,002	609
経常利益	12,554	12,869
特別利益		
投資有価証券売却益	0	487
共同販売契約終了に伴う利益	1,303	
特別利益合計	1,303	487
特別損失		
固定資産処分損	46	2
特別損失合計	46	2
税金等調整前四半期純利益	13,812	13,354
法人税等	4,421	3,809
四半期純利益	9,391	9,545
非支配株主に帰属する四半期純利益	104	158
親会社株主に帰属する四半期純利益	9,286	9,386

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年8月31日)
四半期純利益	9,391	9,545
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,146	1,736
土地再評価差額金	85	
為替換算調整勘定	8,026	2,289
退職給付に係る調整額	188	131
持分法適用会社に対する持分相当額	103	5
その他の包括利益合計	10,002	415
四半期包括利益	611	9,129
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	676	8,984
非支配株主に係る四半期包括利益	65	145

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	13,812	13,354
減価償却費	3,154	3,016
のれん償却額	492	
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	222	108
貸倒引当金の増減額(は減少)	9	44
受取利息及び受取配当金	478	584
支払利息	18	15
持分法による投資損益(は益)	167	399
投資有価証券売却損益(は益)	0	487
売上債権の増減額(は増加)	2,958	1,112
たな卸資産の増減額(は増加)	689	1,146
仕入債務の増減額(は減少)	931	431
その他	3,867	186
小計	16,730	18,655
利息及び配当金の受取額	495	607
利息の支払額	18	15
法人税等の支払額	6,319	3,192
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,887	16,054
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	1,827	2,335
有価証券の売却による収入	2,449	3,477
有形固定資産の取得による支出	1,744	1,694
無形固定資産の取得による支出	27	136
投資有価証券の取得による支出	211	11
投資有価証券の売却による収入	2	801
その他	837	494
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,197	393
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	15	57
長期借入金の返済による支出	39	33
自己株式の取得による支出	1	1
自己株式の処分による収入	1	
配当金の支払額	3,473	3,426
非支配株主への配当金の支払額	50	59
その他	33	38
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,613	3,500
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,636	1,316
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	439	10,844
現金及び現金同等物の期首残高	103,940	105,610
現金及び現金同等物の四半期末残高	104,380	116,454

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)
当第2四半期連結会計期間より、新たに設立した久光製薬(中国)有限公司を連結の範囲に含めています。

(会計方針の変更等)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)
該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)	
税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しています。

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しています。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年3月1日 至 平成28年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)
広告宣伝費	5,351百万円	5,774百万円
販売促進費	6,865百万円	6,335百万円
研究開発費	7,791百万円	7,935百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年8月31日)
現金及び預金勘定	87,090百万円	87,563百万円
有価証券に含まれる現金同等物	21,622百万円	32,334百万円
計	108,713百万円	119,897百万円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	4,332百万円	3,443百万円
現金及び現金同等物	104,380百万円	116,454百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成28年3月1日 至平成28年8月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月26日 定時株主総会	普通株式	3,472	41.0	平成28年2月29日	平成28年5月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年10月11日 取締役会	普通株式	3,470	40.5	平成28年8月31日	平成28年11月8日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成29年3月1日 至平成29年8月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月25日 定時株主総会	普通株式	3,431	41.0	平成29年2月28日	平成29年5月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年10月10日 取締役会	普通株式	3,431	41.0	平成29年8月31日	平成29年11月7日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成28年3月1日 至平成28年8月31日)

当社の報告セグメントは「医薬品事業」のみであるため、記載を省略しています。

当第2四半期連結累計期間(自平成29年3月1日 至平成29年8月31日)

当社の報告セグメントは「医薬品事業」のみであるため、記載を省略しています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年8月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年3月1日 至平成29年8月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	109円47銭	112円19銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	9,286	9,386
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	9,286	9,386
普通株式の期中平均株式数(千株)	84,832	83,665
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	109円42銭	112円12銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	36	55
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第116期(平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)中間配当については、平成29年10月10日開催の取締役会において、平成29年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議しました。

配当金の金額	3,431百万円
1株当たりの金額	41円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成29年11月7日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年10月10日

久光製薬株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 島 祥 朗 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 林 篤 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている久光製薬株式会社の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成29年6月1日から平成29年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成29年3月1日から平成29年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、久光製薬株式会社及び連結子会社の平成29年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。